

加古川市議会オンラインを活用した委員会開催要綱

令和3年8月4日

議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市議会委員会条例（昭和43年条例第32号。以下、「条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインを活用した委員会（以下、「オンライン委員会」という。）における表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(オンライン委員会の開催)

第2条 オンライン委員会の開催を可能とするため、最適なオンライン会議システムを使用する。

2 条例第13条の2第1項に規定する重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会を招集する場所に出席することが困難な委員があると認める場合の認定については、副委員長の意見を聞き、委員長が行うものとする。

(オンラインによる委員会への出席)

第3条 オンライン委員会にオンラインによる出席を必要とする委員は、オンライン委員会出席申請書（様式）に必要事項を記入し、委員会開催日の2日前（市の休日に当たるときはその前日）の午後5時までに委員長に提出しなければならない。

(オンライン委員会における表決の方法等)

第4条 委員長は、問題の宣告の後、オンラインにより委員会へ出席した委員（以下「オンライン委員」という。）に対し1人1人その可否を確認し、その後、委員会の開催場所にいる委員の可否とオンライン委員の可否を合算して多少を認定する。

2 加古川市議会会議規則（昭和43年議会規則第1号。）第125条の規定により簡易表決を行う場合は、委員長は問題について異議の有無をはかる。

3 オンライン委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら

通話をすることができないと委員長が認める場合は、表決に加わることができない。

- 4 投票による表決は、オンライン委員会においては行うことができない。
- 5 オンライン委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。

(委員長の権限)

第5条 委員長は、オンライン委員会の円滑な議事運営を図るため、委員会の開催場所に参加するものとする。

- 2 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン委員に対しても及ぶ。
- 3 委員長は、オンライン委員の質疑（発言）の際に、通信環境の悪化等により質疑が始められない、あるいは質疑が続行できない状態となったときは、次の委員に質疑を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて質疑を行わせるなど適宜対処する。
- 4 委員長がオンラインにより出席する場合は、副委員長が委員長の職務を行う。

(オンライン委員の責務)

第6条 オンライン委員は、委員自身で通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への出席に支障のないようにするとともに、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めなければならない。

- 2 オンライン委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、事務局との間で通信環境を確認するものとする。
- 3 オンライン委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。

(必要な機器の設置等)

第7条 委員長がオンライン委員を確認できるようカメラ付きパソコンを使用し、他の委員等の確認用に委員会室にモニターテレビを設置するとともに、オンライン委員から委員会の模様が確認できるよう委員会室にウェブカメラを設置し撮影する。

- 2 事務局は、オンライン委員会の開催のため、パソコンその他必要な機器を使用する。

(準用規定)

第8条 オンライン委員会の開催に関し、この要綱に定めのない事項については、市議会の会議の場合に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。